

いは感情等から、原告の特任教員への任用申請を妨げる意思（故意）を有していたことを認めるに足りる証拠はないが、上記のとおり、被告井形が特任教員の任用申請手続の理解を誤り、その結果、原告が、特任教員の任用申請について、特任教員推薦委員会等の審理を受ける機会を奪われることとなったことからすれば、被告井形には、原告の特任教員への任用申請手続の取扱いにおいて、過失があったといわざるを得ず、被告井形の行為は不法行為に当たると認められる。

そして、本件に表れた一切の事情を総合考慮すれば、原告が受けた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は30万円と認めるのが相当であり、被告井形の行為が被告大学の学部長としての行為であることからすれば、被告大学も、同行為について、民法715条に基づき、責任を負うこととなる。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条、64条本文、65条1項本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判官 佐々木 隆 憲

これは正本である。

平成 26 年 9 月 30 日

大阪地方裁判所 第5民事部

裁判所書記官 藤田 和巳